

消費生活 相談

甘い話にだまされないで！ 困ったときはすぐ相談を！ 成年年齢引き下げ後、若者の消費者相談が増えています

【問い合わせ】消費生活センター（産業政策課内 ☎287-0858）

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられて以降、消費者トラブルに巻き込まれる若者が増えています。成人になりたての若者は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまう傾向にあります。

消費者トラブルのリスクを避けるためには、契約に関する知識を学び、さまざまなルールを知ることが大切です。その上で、その契約が本当に必要なものか、よく考えてから契約しましょう。

！ 若者に多い消費者トラブルは？

令和4年4月から10月までに全国の消費生活センターに寄せられた、18・19歳の若者の消費者トラブルのうち、相談件数の多かったものを紹介します。

第1位 「脱毛エステ」

SNS広告を見てお試しのつもりで店舗に行ったが、高額コースを勧められ、契約してしまった。

第2位 「出会い系サイト・アプリ」

SNSで知り合った相手から出会い系のサイトに誘われ、やり取りをするために有料ポイントを購入したら、高額になってしまった。

第3位 「商品一般」

スマートフォンにいきなり「料金未納。至急連絡を取りたい」とショートメッセージが届いた。

第4位 「他の内職・副業」

SNS広告などをきっかけとして副業サイトに登録したが、全くもうからないので解約したい。

第5位 「賃貸アパート」

賃貸アパートを退去したら、クロスの張り替えなど高額な原状回復費を請求された。



被害に遭わないために…

▽**広告や勧誘の文言をうのみにしない**…「お試し価格」や「すぐにもうかる」などの言葉には注意が必要です。

▽**契約は慎重に検討する**…もし契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。

▽**早めに消費生活センター等に相談する**…少しでも不安を感じたときは、早めに消費生活センター（☎287-0858）や消費者ホットライン（☎188）へ相談しましょう。



▼クレジットカード納付…2月末日までに「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」を年金事務所へ提出してください。

■**問い合わせ**
ねんきんダイヤル（☎0570-051165）、水戸北年金事務所（☎231局2283）

国民年金の納付は、便利な口座振替をご利用ください。また、まとめて前払い（前納）すると保険料が割引されます。

■**口座振替の申し込みは…**
預貯金口座をお持ちの金融機関（ゆうちょ銀行を含む）、または年金事務所（郵送可）へ「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」を提出してください。併せて、基礎年金番号・口座番号等が分かるものと、通帳の届け出印が必要です。※申出書は保険課（役場行政棟1階）にも備え付けています。

■**「国民年金前納割引制度」を存じですか？**
前納制度には、▽2年前納（4月～翌々年3月分）▽1年前納（4月～翌年3月分）▽6か月前納（4月～9月分、10月～翌年3月分）▽当月末振替（早割）（本来の納付期限よりも1か月早く納付する方法（口座振替のみ））があります。なお、口座振替のほか、現金・クレジットカードでの納付が可能です。

▼**現金納付…2年前納や、任意の月分から当年度末または翌年度末分までを前納する場合、専用の納付書が必要となりますので、年金事務所へお申し出ください。**

令和4年度 国民年金保険料前納額と割引額※

納付方法	前納制度	前納額	割引額
現金納付、クレジットカード納付	2年前納	38万2,780円	1万4,540円
	1年前納	19万5,550円	3,530円
	6か月前納	9万8,730円	810円
口座振替	2年前納	38万1,530円	1万5,790円
	1年前納	19万4,910円	4,170円
	6か月前納	9万8,410円	1,130円
	早割	1万6,540円	50円

※令和5年度の国民年金保険料前納額と割引額は、令和5年2月下旬に告示される予定です。詳細は、お問い合わせください。